

# 島根県医師会勤務医部会規約

(名称及び事務所)

第1条 この部会は、島根県医師会勤務医部会（以下「部会」という。）と称し、事務所を島根県医師会館内に置く。

(構成)

第2条 部会は、島根県医師会会員である勤務医及び島根県医師会担当理事をもって構成する。

(目的及び事業)

第3条 部会は、医師会活動の推進と地域保健医療及び学術研究の向上を期するとともに、部会員の福祉増進と相互の親睦をはかることを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯教育の充実
- (2) 学術研究の推進
- (3) 福祉増進と親睦交流
- (4) 開業医との連携強化による地域保健医療の推進
- (5) その他部会の目的達成に必要な事業

(役員)

第4条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 2名
- (3) 委員 若干名

第5条 役員は、島根県医師会会長が委嘱する。ただし、部会長、副部会長は島根県医師会定款第51条第4項の規定による。

第6条 部会長は部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員は会務を処理する。

第7条 役員任期は、島根県医師会役員任期に準ずる。ただし再任を妨げない。

(会議)

第8条 部会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(運営)

第9条 総会及び役員会における協議・決定事項は、その都度島根県医師会会長に報告するものとする。

2 部会の経費は、原則として島根県医師会会計をもって当てるものとする。

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃をしようとするときは、部会役員会の決議を経て、島根県医師会理事会の承認を得るものとする。

## 附 則

(施行期日)

本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。